

「第5次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」に対する御意見及び県の考え方

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
1	総論	<p>基本計画中間とりまとめとして、それなりの内容になっていると思うが、もっと県民の意識が環境に向くような具体的な策が欠けている。</p> <p>ぜひ、第5次愛知県環境基本計画には県民が自然環境に対する意識が高まるような具体的な計画を盛り込んで欲しい。環境万博と言われる2005年の「愛・地球博」、2010年の「COP10」、2014年の「ESD」を開催し、環境先進県であるべき愛知県ならではの基本計画策定を期待している。</p>	<p>本計画では、「行動する人づくり」を重点的な取組分野として掲げており、各世代に応じた環境学習により、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに進めてまいります。</p> <p>なお、自然環境については、「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、日常生活や社会経済活動に「生物多様性の保全や持続可能な利用」が基本的な考え方として組み込まれる「生物多様性の主流化」を浸透させる取組を進める旨を記載しております。</p>
2	総論	<p>現在の経済体制のもとでは、環境課題解決と企業利益の同時実現ということはあるので、環境課題解決を優先したうえで、企業利益を実現すると修正すべきである。</p> <p>エコカー販売、循環ビジネスなどで利益が見込めれば企業は取り組む。社会的規制がなければ経済最優先、環境軽視は解決しない。SDGsという新しい言葉を都合よく解釈することなく、その精神をしっかりと取り扱うべきである。</p>	<p>企業では、SDGsを本業として取り組むことで、社会課題の解決（社会価値）と企業の利益（経済価値）を同時実現する共有価値の創造という考え方が広まっています。さらに、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資も拡大しています。</p> <p>そのため、本県としては、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」を目指し、取組を進めてまいります。</p>
3	目次	<p>目次は、全体がどのような構成になっており、どこに重点があり、量が多いかなどを示す重要なものであり、さらに見直すときにどこに記述してあったかを検索するためにも必要なものである。そのため、目次にはページ番号を追加すべきである。</p>	<p>ページ番号を追記します。</p>
4	<p>第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状</p> <p>3 本県の環境の状況</p>	<p>温室効果ガスの総排出量の推移が2013年度から2017年度しかないが、「あいち地球温暖化防止戦略2020」で示された1990年度から2013年度までの値を追加し、30年近く8000万トン前後で推移しており、施策が有効に機能していないこと、2020年度の目標が達成できないことを理解できるようにすべ</p>	<p>本県の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」（2016年5月、閣議決定）にあわせて基準年度を2013年度、目標年度を2030年度としており、2013年度以降の排出量を記載しています。</p> <p>なお、2013年度の「あいち地球温暖化防止戦略2030」及び「環</p>

	(1) 地球温暖化対策	<p>きである。</p> <p>なお、2013年度の値が「あいち地球温暖化防止戦略2020」と「あいち地球温暖化防止戦略2030」及び「環境基本計画中間とりまとめ」で異なる理由も明らかにすべきである。</p>	<p>境基本計画中間とりまとめ」の値は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（ver1.0）」（2017年環境省）に基づいて算定を行っており、「あいち地球温暖化防止戦略2020」の値との違いは、算定方法の違いによるものです。</p>
5	<p>第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状</p> <p>3 本県の環境の状況</p> <p>(1) 地球温暖化対策</p>	<p>温室効果ガス排出量の52.6%を占める産業部門の内訳で主要なものを分析しなければ、施策の効果的な方向が定まらない。産業部門の大部分を占めるのは鉄鋼、石油、電力と思われるが、そのうち、石炭火力はどれだけを占めるかぐらいは追加記載すべきである。</p> <p>また、現在JERAが知多火力発電所7、8号機設置の環境影響評価中であるが、その審議過程でJERAの県内発電所全体でのCO₂削減計画はどうなるのか、一番効率の悪い碧南火力はいつ廃止するのか、などを明らかにさせるべきである。</p>	<p>産業部門については、愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画書制度」により事業者毎に取組の状況等を評価し、評価結果の公表及び必要な助言を行っており、全ての業種に対して温室効果ガスの削減を促しています。</p> <p>なお、本計画に記載の温室効果ガス排出量については、発電等に伴う排出量を、その電力等の消費者からの排出として計算したものです。また、本県における電気使用量に占める石炭火力で発電された電気の割合が不明であるため、石炭火力に伴う温室効果ガス排出量の割合を示すことは困難です。</p> <p>環境影響評価に関する御意見については、参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状</p> <p>3 本県の環境の状況</p> <p>(2) 自然との共生</p>	<p>「メガソーラー等による山林開発や都市内における緑地の減少が続いています」と記載があるが、その状況を何か所、何m²と数値で示すべきである。また、課題には何があるかも示すべきである。2020年4月から大規模な太陽光発電事業が環境アセスメントの対象となり、法では出力4万kW以上、条例では3万kW以上4万kW未満としており、その課題があるはずである。</p>	<p>御意見を踏まえ、本県の土地利用状況の推移をグラフで示しました。なお、太陽光発電による緑地の減少の具体的な箇所数や面積は公表されておりません。また、課題に「開発に伴う自然への影響を最小限に抑えるとともに、分断された自然を、緑地や水辺によってつなげ、地域本来の生態系のつながりを保全・再生していくことが必要です。」と記載しております。</p>
7	<p>第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状</p> <p>3 本県の環境の状況</p> <p>(4) 安全・安心の確保</p>	<p>光化学オキシダントについては、これまで全ての測定局で環境基準を達成できていません、と淡々と事実が記載してあるだけである。こうした目標を達成していないそれぞれの項目について、今後の計画を確実に進めるためにも、なぜ達成できなかったか原因を究明して記載すべきである。</p>	<p>光化学オキシダントについては、その生成機構や原因物質である揮発性有機化合物等との関連性等に未解明な部分が多く、基準未達成の原因が明確ではありません。</p> <p>そのため、第4章の「安全・安心の確保」の「1 良好な大気環境の保全（1）大気環境に係る規制・指導の実施」に科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討等と</p>

	保		記載しており、環境基準達成に向け、取組を進めてまいります。
8	第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状 3 本県の環の状況 (4)安全・安心の確保	「公共用水域のダイオキシン類については、2014年度は全地点で環境基準を達成したものの、その後は横ばいの状況です。」と記載があるが、どの程度で横ばいなのか、それは何が原因かを明記すべきである。環境基準を超える地点は毎年ほとんど同じであるので、原因究明調査を確実に実施すべきである。	2015年度以降の達成率は90%~98%の間で推移しており、顕著な上昇や低下傾向が見られないため、横ばいと記載しています。 原因については、ダイオキシン類の異性体のパターンから、主に過去に使用されていた農薬(20年以上前に登録失効)の不純物として含まれていた極めて微量のダイオキシン類が河川等の底質に蓄積されていることによるものと推測しています。 また、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生(1)水環境に係る規制・指導の実施」に科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討等と記載しており、環境基準の達成に向けて取組を進めてまいります。 なお、本計画では、環境基準未達成の原因は、他の項目も含めて、記載を省略しております。
9	第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状 3 本県の環境の状況 (4)安全・安心の確保	「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの対策は、環境政策の根幹を成すものであり、着実に推進していく必要があります。」と記載があるが、現状把握は大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭だけであり、土壌汚染、地盤沈下は触れていない。環境政策の根幹を成すといいながら、何の状況も示さないのはおかしい。2019年度末に要措置区域は9件、形質変更時要届出区域は122件残っており、また、2019年度の土壌・地下水汚染公表件数は62件あり、振動の苦情件数より多くなっている。土壌汚染対策法の要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況ぐらいは示すべきである。	御意見を踏まえ、本県の環境の状況に土壌汚染、地盤沈下の記載を追加します。
10	第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状 3 本県の環境の状況	課題に「アスベストを含む可能性のある民間建築物の解体が今後増加すると予想されていることから、アスベストの飛散防止対策を徹底していく必要があります。」と記載があるが、現状把握にはアスベストについて触れていない。また、民間建築	御意見を踏まえ、本県の環境の状況にアスベストの記載を追加し、「民間建築物」を公共施設も含む「建築物」に変更します。 なお、全国の民間建築物の年度別解体棟数は国土交通省が推計しているため、本県では都道府県別の数値は把握していません。

	況 (4)安全・安心の確保	物の解体だけではなく公共建築物の解体も問題になってくるはずである。もっと具体的に何件、何㎡、何㎓がいつ発生するのかの資料を追加すべきである。	また、本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「1 良好な大気環境の保全(2)アスベストの飛散防止対策の徹底」にアスベスト対策について記載しており、アスベストの飛散防止対策を徹底してまいります。
11	第2章 「あいちの環境」を取り巻く現状 3 本県の環境の状況 (5)行動する人づくり	23頁の「関心のある環境問題」ではゴミ問題や温暖化への関心は若干上がっているが、自然環境・生物多様性については低下傾向なこと、「日常生活で行っている環境にやさしい行動」は全般として低下傾向にあること、24頁では自然観察・自然保護活動への参加が低い(9.9%)のが気になる。この低下傾向をどう引き上げるのが課題になる。	本計画では、「行動する人づくり」を重点的な取組分野として掲げており、各世代に応じた環境学習により、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに進めてまいります。
12	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	温室効果ガス総排出量の削減率の目標は、2019年8月に策定した「愛知県SDGs未来都市計画」及び2020年7月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」の目標と全く同じであり、この半年間の世界の動きに対応していない。世界や国の状況に対応できるよう、国が言う2050年に温室効果ガスを実質ゼロにするために逆算した削減率及び具体的値を示すべきである。	国の「地球温暖化対策計画」(2016年5月、閣議決定)において、2030年度の温室効果ガス削減目標は、2013年度比26%削減となっています。 本県におきましても、現状では国と同様、2013年度比26%削減としています。 なお、今後の国の動向等に応じて、本県の目標値についても見直しを検討する旨の記載を追記します。
13	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	地球温暖化対策の目標が、国の2050年の目標に比べて低い。もっと高い目標を掲げること。	同上
14	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	各種施策を実施しても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることは到底不可能と思われる。もっと大胆な施策を追加すべきである。	本県としては、脱炭素社会の実現を見据え、地球温暖化対策を重点的な取組分野として設定し、積極的な施策を展開してまいります。
15	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	・愛知県独自のグリーン基金の創設 愛知県内の脱炭素化プロジェクトを推進する事業者等を、愛知県としても資金面等で支援すること。 次世代産業とも期待されるので、愛知県内の次世代産業発展	本計画では、第4章の「地球温暖化対策」に各種の補助や制度による事業者等への支援について記載しており、脱炭素社会の実現を見据えて、様々な取組を進めてまいります。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

		に繋げること。	
16	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	地球温暖化対策計画書制度の提出事業者には主要発生源の火力発電所が含まれていない。県内の発電所ごとに届出をさせて、必要な助言をすべきと思われるが、そうした形跡はない。それどころか、主要なCO ₂ 発生源からの計画、実績さえ提出させていないのではないかと。地球温暖化対策計画書制度が機能しているのかを確認する必要がある。	地球温暖化対策計画書制度の提出事業者には、主要な発電事業者は含まれており、火力発電所ごとの温室効果ガス排出量も記入した計画書、実施状況書の提出がされています。また、助言については、計画書等の評価ランクの低い事業者等に対して、順次、実施しております。
17	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	二酸化炭素を排出しない、アンモニアの火力発電所を愛知県としても積極的に誘致、推進すること。	火力発電所の燃料をアンモニアや水素に転換することについては、現在技術開発が進められている段階と承知しています。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
18	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	進捗管理指標で自動車（一台当たり）の年間化石燃料消費量の目標があるが、燃料消費量削減の具体的な施策を示すべきである。少なくとも進捗管理指標でEVなど次世代自動車の普及目標を示すべきである。 また、1台当たりのガソリン等消費量の削減だけでは、総排出量の削減には繋がらないため、主な施策では交通量抑制の施策を追加すべきである。そのために、自動車の交通量（台km）の削減量を示すべきである。せめて、西知多道路、名岐道路など、交通量を増加させ、温室効果ガスの増加を引き起こす、不要不急の道路建設をやめることを明記すべきである。 さらに、根本的には、都心部での自動車交通前提の政策は間違いであり、いつまでも都心部での車交通にこだわらず、公共交通機関の鉄道・路面電車を拡充する施策を模索すべきである。	本計画では、第4章の「地球温暖化対策」の「3 環境と調和した自動車利用」の「(1) 次世代自動車の普及拡大」に補助や課税免除、充電インフラ及び水素ステーションの整備等を、「(2) 環境負荷の小さい交通・運輸への転換促進」に公共交通の確保・充実、自転車道の整備や集約型都市構造の構築等を、主な施策として具体的に記載しており、こうした施策により運輸部門全体の温室効果ガスの排出量の削減を進めてまいります。 なお、本計画は環境関係の個別計画の上位計画であるため、次世代自動車の普及目標は、今後策定を予定している「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン（仮称）」での設定を検討しています。 また、交通流対策にも繋がる必要な道路の建設は推進してまいります。
19	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	燃料電池など、将来エネルギーインフラの基幹となる可能性のある水素を推進させること。 愛知県内の企業で、水素社会プロジェクトを推進する事業者等を資金面等で支援すること。	本計画では、第4章の「地球温暖化対策」の「3 環境と調和した自動車利用」及び「4 水素の利活用拡大」等に燃料電池自動車への補助や低炭素水素認証制度による支援等を記載しており、水素社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

20	第4章 環境施策の方向及び指標 1 地球温暖化対策	<p>・2030年以降新車販売は脱ガソリン車へ、2040年代までにトラック・バスはFCV化へ</p> <p>2030年以降、軽自動車以外でエンジン車のみの新車の販売を禁止する（PHEV・PHV・EV・HV・FCV化へ）。</p> <p>2040年代までにFCVトラック・バスを普及させ、ディーゼルエンジンのみの新車の販売を禁止する。</p>	<p>本計画では、第4章の「地球温暖化対策」の「3 環境と調和した自動車利用（1）次世代自動車の普及拡大」及び重点施策にEV・PHV・FCV等の導入拡大について記載しており、次世代自動車の普及拡大の取組を進めてまいります。また、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
21	第4章 環境施策の方向及び指標 2 自然との共生	<p>41ページにある「レッドデータブックあいち」及び「レッドリストあいち」の定期的な見直しだけでは、希少種の減少に効果があるとは思えない。どのように希少種の減少を防止するのか。</p>	<p>本計画では、第4章の「自然との共生」の「1 野生生物の保護と適正管理（2）希少野生生物の保護」に希少野生生物の対策について記載しており、希少野生生物が危機に瀕している原因は様々であるため、それぞれの原因に応じて保護対策を進めてまいります。</p>
22	第4章 環境施策の方向及び指標 2 自然との共生	<p>14ページの第4次計画の目標に「指定希少野生動植物種の指定」とあるが、指定だけでは絶滅は防げない。希少種の指定を目標とするのではなく、指定した希少種の個体数の減少ゼロをめざすべきと考える。</p>	<p>本計画では、第4章の「自然との共生」の「1 野生生物の保護と適正管理（2）希少野生生物の保護」に希少野生生物の対策について記載しており、希少野生生物が危機に瀕している原因は様々であるため、それぞれの原因に応じて保護対策を進めてまいります。なお、本計画では野生絶滅種の新規発生ゼロを目標として掲げています。</p>
23	第4章 環境施策の方向及び指標 2 自然との共生	<p>42頁のあいちミティゲーションの方策のウェイトは、回避にこそ重きを置くべきで、代償ありきになってしまわないことをお願いしたい。</p>	<p>あいちミティゲーションは、開発などにおける自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を代償するという順に検討・実施することとしています。</p>
24	第4章 環境施策の方向及び指標 2 自然との共生	<p>42頁の生態系ネットワーク協議会について、それぞれのネットワークで果たした役割とその効果が今ひとつ見えてこない。</p> <p>環境系のイベントや観察会等がこれまで多く行われてきたことと思うが、一過性のイベントで終わってしまい、次の行動や環境政策にどこまで繋がったものとなっているのか。そろそろ環境教育や自然観察などは具体的な保全活動に結びつけていくプログラム内容に深めていく時期に来ているように思う。</p> <p>環境について県民一人一人の意識を高めるためには地域での</p>	<p>生態系ネットワーク協議会は、県内全域（9地域）で設立され、延べ284団体（2020年4月現在）が参加し、様々な取組を行っており、取組内容や成果の発信に引き続き努めてまいります。</p> <p>本計画では、「行動する人づくり」を重点的な取組分野として掲げており、各世代に応じた環境学習により、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」をさらに進めてまいります。</p> <p>また、自然博物館等に関する御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

		<p>プログラム開催と共に、学校教育面での環境教育を多く実行していくときと考える。</p> <p>行政・市民団体・研究機関等との連携でこの取組は行われていくわけだが、従来の機関で担う事への限界もあるのかも知れない。自然環境に関して言えば、県内の自然環境についてのデータを集約し、情報発信を行い、県民の環境教育や保全活動へのバックアップを行える県立の自然博物館の設立も将来是非検討に加えて頂きたい。</p>	
25	<p>第4章 環境施策の方向及び指標</p> <p>3 資源循環</p>	<p>第2章 2(3)において指摘されているが、プラスチックごみによる地球規模の海洋汚染が深刻化している。</p> <p>廃プラスチックの問題は、環境に放出・放置されたプラスチックが回収されることなく海に流出し、経年とともにマイクロプラスチック化し、海中での有害物質の吸着や海洋生物による誤食等を通して、食物連鎖も関わり、地球上の全生物に悪影響を及ぼすような事態に至る可能性があることである。プラスチックの海洋流出は、何としてでも阻止しなければならない。</p> <p>路上や河岸等に、プラスチック類が捨てられているのをよく目にする。それらは、人の配意によって回収されない限り、最終的には海に流れ出てしまうことになる。</p> <p>それを阻止するためには、街中や野原、河川、湖沼、海岸等における放置プラスチック類の組織的な回収アクションが必須になるはずである。これに向けての施策構築を望む。行政が主体となって事業展開する、事業者による活動を促し支援する、地域住民の協力を得る等、いろいろな手法が考えられると思う。</p> <p>併せて、既に流出して海洋を漂っているプラスチックの回収や処理についての言及があればと思う。</p>	<p>本計画では、第4章の「資源循環」の「2 あらゆる場面での3Rの促進」に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を踏まえた消費者、事業者、行政の協働によるプラスチックごみ削減に向けた取組の促進等について記載しており、重点施策にも掲げた「プラスチックごみゼロ」に向けて積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、御意見を踏まえ、主な施策に「地域環境保全対策費補助金を活用した海岸漂着物等の回収・処理の促進」を追記します。</p>
26	第4章 環境施策の	・プラスチックごみの課題の解決	市町村が回収するプラスチックごみは、一般廃棄物であるた

	方向及び指標 3 資源循環	<p>中国がリサイクル用の廃棄プラスチックごみの輸入規制を行い、東南アジア諸国も続々と輸入が規制されていく情勢にある。そのため、行き場を失うプラスチックごみが問題となっている。愛知県としては、現状自治体で回収されているプラスチックごみは、どうなっているのか。また、プラスチックごみが滞留した場合の解決方法はあるのか。</p> <p>トンネルコンポスト方式※の試験的導入も検討すること。 ※生ごみや紙・プラスチックなどが混在したごみを密閉発酵槽で発酵させ、発酵する際の熱と通気を利用し乾燥処理を行い、固形燃料を生産する方式</p>	<p>め、地域の実情に応じた回収・処理が行われています。</p> <p>また、現状ではプラスチックごみの処理の停滞は確認されておりません。引き続きプラスチックごみの処理が停滞しないよう、プラスチックごみのリサイクル施設の整備や御意見のような高度処理技術の事業化検討の支援等を行ってまいります。</p>
27	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	p57：工場排水はまだ一部解決していない。したがってその対策は法令等の改正（条例の上乗せ、協定の改正）を含めしっかり規制・指導していくとされたい。また生活排水対策の下水道整備は県や市町村の事業であるからやればできる、2030年には合流式の改善を含め整備100%とされたい。	本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生」に法令等に基づく事業場等に対する規制・指導や下水道を含む生活排水処理施設の適正な整備の推進等について記載しており、良好な水環境の保全に取り組んでいきます。
28	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	p57：水質環境基準の見直しは、長期間達成の長期間を外し、達成後速やかに類型の見直しをすることとされたい。	河川的生活環境の保全に関する環境基準は、国または都道府県が水域の利用目的等に応じて、主要な水域別に類型指定を行っています。本県としては、国の通知等を鑑み、環境基準を長期間達成したものについて、環境基準の見直しを検討してまいります。
29	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	P58：いつまで油ヶ淵をやっているのか、水利用としては少々の漁業と公園があるだけである。こんな小さな流域ができないで大きなことはできない。それよりも庄内川・矢田川、名古屋市内都市河川の浄化の方がよほど重要である。力を入れてもらいたい。	<p>本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生」に水環境に係る規制・指導や生活排水対策等について記載しており、良好な水環境の保全に取り組んでいきます。</p> <p>なお、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵は、様々な取組の結果、近年は水質の改善がみられますが、まだ環境基準を達成できていないため、引き続き取組を進めます。</p>
30	第4章 環境施策の方向及び指標	p58：伊勢湾の目標が厳しかったのか達成できていない、名古屋港の環境基準が低く達成できているが汚い。これは総量規制	本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生」に環境基準未達成の項目や地

	4 安全・安心の確保	の実が上がっていないこと、名古屋市の名古屋港へ流入する下水道が合流式であることが主因である。これを解決する手立てを講じてもらいたい。	域の対策の検討や下水道を含む生活排水処理施設の適正な整備の推進等について記載しており、良好な水環境の保全に取り組んでいきます。 なお、伊勢湾は外海と水の交換が行われにくい、典型的な閉鎖性水域となっているため、総量規制等による汚濁負荷量の削減も含め、長期的かつ総合的な対策が必要と考えています。
31	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	p58:「水質総量削減に係る総量削減計画」の意味が不明である。	御意見を踏まえ、水質総量削減計画とします。
32	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	環境保護のため、合併処理浄化槽は高度処理型合併浄化槽の設置義務を設ける。生活汚水垂れ流し状態で環境に悪い、単独処理浄化槽の廃止を促進させる。さらに、2030年代を目途に、単独浄化槽使用の一律禁止の方針を設ける。	本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生（2）生活排水対策の推進」に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進について記載しており、生活排水対策を進めてまいります。また、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	環境保護の観点から、窒素とリンを除去する高度処理型の下水処理場の更新を一層促進させる。	本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生（2）生活排水対策の推進」に生活排水処理施設の適正な整備の推進について記載しており、下水道施設の段階的な高度処理化を進めてまいります。
34	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	・河川敷に広葉樹植樹の促進 下水を高度処理化すると海に窒素やリン等の栄養が減少し、漁獲量減少にも影響するという報告もある。下水で窒素リン量を調整するより、自然の河川に広葉樹の植樹を促進し、落ち葉などで河川を通じ海などに栄養をもたらし、漁獲量を維持させる。	本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生」に海域の栄養塩の適切な管理の検討や河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」等について記載しており、流域が一体となって伊勢湾・三河湾の海域環境の再生に取り組んでまいります。
35	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	「4 騒音、振動、悪臭の防止」に「法令等に基づく規制や発生源の対策を推進します。」と記載があるが、騒音の環境基準の問題を記載すべきである。騒音の環境基準は、住居系のB	御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、騒音に係る主たる事務は市町村となっており、また、騒音に係る環境基準の設定は環境基本法第16条により国の事務と

	保	<p>地域・昼間を例にとると、「一般地域」で55dBと定められ、ただし書きで「道路に面する地域」は65dBと緩めてある。そのうえ、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は特例として基準値70dBと更に緩い環境基準が定めてある。しかし、この特例は広島高裁判決の最高裁決定により「昼間屋外値がLAeq65dBを超える場合、受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきである。少なくとも「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例基準「昼間70dB以下、夜間65dB以下」を廃止することは当然である。特に、特例基準を適用する地域は、環境省が通知しただけであり、こうしたことを理解したうえで国に要望すべきである。</p>	<p>なっております。国への要望については、市町村の動向を引き続き注視してまいります。</p>
36	<p>第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保</p>	<p>「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、法令で定められた期限までの適正な処理を推進します。」と記載があるが、処理期限を明確に示し、計画の目標2030年には期限が過ぎていることを認識できるようにすべきである。</p> <p>「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」では、変圧器・コンデンサーは2022年3月末、高濃度安定器・汚染物は2021年3月末、低濃度は2027年3月末までとしている。本当にこの処理期限は守られるのか。現状の処理状況を示して、その進捗を正確に把握し、必要な行政指導を行うことを基本計画に追加すべきである。</p>	<p>本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「5 化学物質等による環境汚染の防止（2）PCB廃棄物の適正処理」に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく、PCB廃棄物の期限内処理等について記載しており、PCB廃棄物の適正処理を進めてまいります。</p> <p>なお、本計画は、本県の環境関係の個別計画の上位計画であるため、詳細な記載は各個別の計画に記載することとしています。</p>
37	<p>第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保</p>	<p>「災害発生時に迅速に水質や大気等の環境調査を実施するための体制の整備」と記載があるが、主な施策や進捗管理指標に具体的な記載がない。言葉だけではなく、災害時の環境調査という重要な事項について、環境調査センターの活用など、ど</p>	<p>本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「6 環境面からの防災、減災力の強化（2）災害発生時における体制の強化」の主な施策に「民間事業者団体等と連携した災害を想定した環境調査の訓練の実施」と記載しており、こうした取組を通じて、災害</p>

		のように体制の整備をするかを明記すべきである。	発生時に迅速に環境調査を実施するための体制の整備を引き続き進めてまいります。
38	第4章 環境施策の方向及び指標 4 安全・安心の確保	<p>・タイヤに含まれる6PPDが変化した、6PPDキノンの有害性の検証と、将来的な規制の検討。</p> <p>タイヤ等に含まれる、アミン系老化防止剤6PPD自体は無害であるものの、6PPDが道路にぶつかるとオゾンガスと反応し、6PPDキノンと呼ばれる高毒性の化学物質が作られる、と昨今報告が挙げられている。それが道路から雨水で河川に流れ込み、生態系に影響を与えている可能性もある。さらに、毒性があるため人体にも影響がある可能性もある。</p> <p>愛知県としては、先進的にこのことについて研究機関、専門家と検証する。有害性や生態系や人体に影響がエビデンスとして有力になった場合には、国にも働きかけ、愛知県が環境先進県としての実績を作る。</p>	<p>本計画では、第4章の「安全・安心の確保」の「7 環境保全の基盤となる施策の推進（3）環境に関する調査研究・情報提供の推進」に環境保全等に関する調査研究を進める旨を記載しており、最新の科学的・技術的な調査研究を踏まえ、環境に関する調査研究を進めてまいります。</p> <p>また、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>